



# 栃木県公報

令和2（2020）年  
4月10日（金）  
第95号

## 目 次

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 335
- 県税に関する申告期限等の指定..... 338
- 栃木県保健医療計画の変更..... 339
- 土地改良区定款変更の認可..... 340
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 341
- 道路の区域の変更..... 341
- 道路の供用開始..... 342
- 包括外部監査契約の締結..... 342

### 公 告

- 栃木県介護支援専門員実務研修受講試験を行う者の指定..... 343
- 基本測量の実施..... 343
- 公共測量の終了..... 343
- 同..... 344
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 344
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 350
- 県が設置する都市公園の利用料金の承認..... 350
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 353

### 選挙管理委員会

- 平成31年4月7日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正の公表..... 353

### 監 査 委 員

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者..... 354

### 正 誤

- 令和2（2020）年号外第32号中..... 354

## 告 示

### 栃木県告示第二百二十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和二年四月十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象 である事務 又は事業の	交付 率又は 金	交付の 相手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象 である事務 又は事業の	交付 率又は 金	交付の 相手方





略	略	略	魅力度を高めること で、四季を通じて 継続的な来訪者の 受入を可能とする 地域組織の体制 強化を支援し、農 村地域への誘客と 周遊促進による農 村ファンアウト の創出を図る。					略	略									略
---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(県町村界線)

栃木県告示第226号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、令和元年栃木県告示第353号（県税に関する申告期限等の延長）において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元（2019）年10月12日から令和2（2020）年5月28日までの間に到来するものについては、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税に係るものを除き、同年5月29日とする。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

県名	指 定 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町

福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、鳥田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古谷町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井柀淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(税務課)

栃木県告示第227号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により同条第2項第10号に掲げる事項を栃木県外来医療計画として、同条第2項第11号に掲げる事項を栃木県医師確保計画として定めたので、同条第18項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、栃木県外来医療計画及び栃木県医師確保計画は、栃木県保健福祉部医療政策課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

栃木県外来医療計画

第1 策定の趣旨

地域ごとの外来医療機能の偏在及び医療機器の配置状況等を可視化して偏在是正等につなげることにより、地域において必要な外来医療の提供や医療機器の効率的かつ効果的な活用を進めるため、栃木県外来医療計画を策定することとした。

第2 栃木県外来医療計画の構成

第1章 外来医療計画の基本的な事項	1 計画策定の趣旨 2 計画の期間
第2章 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応	1 外来医療機能の不足・偏在等の現状 2 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設置 3 外来医師偏在指標の考え方 4 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定 5 地域で不足する外来医療機能の検討 6 新規開業希望者への対応及び地域医療構想調整会議における協議プロセス等
第3章 医療機器の効率的な活用	1 医療機器の配置状況に関する情報の可視化

	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 医療機器の配置状況等の現状</li> <li>3 医療機器の効率的な活用に係る協議の場の設置</li> <li>4 地域医療構想調整会議における協議内容及び医療機器の共同利用の方針</li> <li>5 共同利用計画の記載事項と実行性を確保するための取組</li> </ol>
第4章 外来医療計画の評価及び周知	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の評価</li> <li>2 計画の周知</li> </ol>

栃木県医師確保計画

第1 策定の趣旨

医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した医師偏在指標に基づく医師偏在対策の実施により、真に住民が必要とする適切な医療が効率的に受けられるよう医師確保を進めるため、栃木県医師確保計画を策定することとした。

第2 栃木県医師確保計画の構成

第1章 計画に関する基本的な考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 策定の趣旨等</li> <li>2 医師確保計画の長期的な目標等</li> <li>3 医師確保計画の全体像</li> </ol>
第2章 栃木県の医療を取り巻く状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口構造</li> <li>2 医師数</li> <li>3 医師偏在指標</li> </ol>
第3章 医師確保の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師多数区域・医師少数区域の設定</li> <li>2 医師確保の方針及び目標医師数の設定</li> <li>3 目標医師数を達成するための施策</li> <li>4 必要医師数</li> <li>5 医学部における地域枠等の設定</li> </ol>
第4章 産科・小児科における医師確保計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本県の産科医療を取り巻く状況</li> <li>2 産科・産婦人科医師数</li> <li>3 分娩取扱い医療施設の状況</li> <li>4 産科における医師偏在指標</li> <li>5 相対的医師少数区域の設定</li> <li>6 産科における医師確保の考え方</li> <li>7 産科医確保に向けた施策</li> </ol>
第4-1章 産科における医師確保計画	
第4-2章 小児科における医師確保計画	
第5章 計画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師確保計画の効果の測定・評価</li> </ol>

(医療政策課)

栃木県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した

ので、同条第3項の規定により公告する。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
小倉堰土地改良区	令和2（2020）年3月23日
石関土地改良区	令和2（2020）年3月30日

栃木県告示第229号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
黒羽土地改良区	黒羽地区土地改良（維持管理）事業	令和2（2020）年4月13日から同年5月14日まで	令和2（2020）年5月29日	那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年4月10日から同年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
44	前	栃木市大宮町562-3 から 栃木市大宮町562-3 まで	22.5 ~ 22.5	44.5	
	後	栃木市大宮町562-3 から 栃木市寄居町字清水川518まで	17.9 ~ 23.0	1132.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 羽生田上蒲生線

道路の区域



整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
177	前	下野市上古山6-12から 下野市上古山1995-3まで	11.2～14.1	420.0	
	後A	下野市上古山6-12から 下野市上古山1995-3まで	11.2～14.1	420.0	
	後B	下野市上古山6-12から 下野市上古山1995-3まで	8.2～11.3	428.0	

## Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山都賀線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
296	前	栃木市寄居町字清水川537から 栃木市寄居町字清水川516まで	11.1～11.1	252.5	
	後	栃木市寄居町字清水川537から 栃木市寄居町字清水川516まで	11.1～15.0	252.5	

## 栃木県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年4月10日から同年5月11日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
14	主要地方道 鹿沼日光線	日光市東小来川1044-2から 日光市東小来川1229-2まで	令和2(2020)年 4月10日
69	主要地方道 宇都宮茂木線	芳賀郡芳賀町大字祖母井69-2から 芳賀郡芳賀町大字稲毛田1941-3まで	令和2(2020)年 4月10日
222	一般県道 熊田喜連川線	那須烏山市南大和久893-14から 那須烏山市南大和久982-13まで	令和2(2020)年 4月10日
233	一般県道 小川大金停車場線	那須郡那珂川町片平713から 那須郡那珂川町片平56-1まで	令和2(2020)年 4月10日
239	主要地方道 常陸太田那須烏山線	那須烏山市大沢字奈良原向52-1から 那須烏山市大沢字太良窪1348まで	令和2(2020)年 4月10日
333	一般県道 芳賀茂木線	芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1659-1から 芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1646-4まで	令和2(2020)年 4月10日

(道路保全課)

## 栃木県告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したため、同条第6項の規定により次のとおり告示する。



令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和2(2020)年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費の額を合算した額で16,016,000円を上限
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 町田 昌久  
住所 小山市城東5丁目28番1号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払とし、四半期ごとの支払

(監査委員事務局)

## 公 告

### ○栃木県介護支援専門員実務研修受講試験を行う者の指定

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の27第1項に規定する指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 名称  
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会
- 2 主たる事務所の所在地  
宇都宮市駒生町3337番地1

(高齢対策課)

### ○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量(航空重力測量)
- 2 作業地域  
栃木県全域
- 3 作業期間  
令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで

### ○公共測量の終了

令和元(2019)年11月1日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下都賀農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(基本測量、基準点測量)

- 2 作業地域  
佐野市馬門町、高山町
- 3 作業期間  
令和元 (2019) 年 9 月 30 日から令和 2 (2020) 年 3 月 10 日まで

○公共測量の終了

令和元 (2019) 年 12 月 20 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 4 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量 (航空写真撮影)
- 2 作業地域  
下野市全域
- 3 作業期間  
令和元 (2019) 年 11 月 7 日から令和 2 (2020) 年 3 月 25 日まで

(監理課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構想に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領 (昭和 44 年栃木県告示第 642 号。以下「要領」という。) 第 2 条の規定により次のとおり公告し、同条第 3 号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、関係土木事務所及び関係市町において令和 2 (2020) 年 4 月 10 日から同月 24 日まで縦覧に供する。

なお、要領第 3 条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和 2 (2020) 年 4 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

都 市 計 画 区 域	関 係 市 町	日 時	場 所
日光都市計画区域	日光市	令和 2 (2020) 年 5 月 12 日 (火) 午後 6 時 30 分から	日光市今市本町 1 日光市役所本庁舎 (中会議室 203)
大田原都市計画区域	大田原市	令和 2 (2020) 年 5 月 13 日 (水) 午後 6 時 30 分から	大田原市中央 1 丁目 3-15 大田原市市民交流センター (視聴覚室)
さくら都市計画区域	さくら市	令和 2 (2020) 年 5 月 14 日 (木) 午後 6 時 30 分から	さくら市氏家 2771 さくら市役所第 2 庁舎 (2 階第 1 会議室)
益子都市計画区域	益子町	令和 2 (2020) 年 5 月 15 日 (金) 午後 6 時 30 分から	益子町益子 3667- 3 益子町中央公民館 (第 1 研修室)
茂木都市計画区域	茂木町	令和 2 (2020) 年 5 月 18 日 (月) 午後 6 時 30 分から	茂木町茂木 143- 1 茂木町町民センター (301 会議室)

矢板都市計画区域	矢板市	令和2（2020）年5月19日（火） 午後6時30分から	矢板市矢板106-2 矢板市生涯学習館 （2階研修室1）
市貝都市計画区域	市貝町	令和2（2020）年5月20日（水） 午後6時30分から	市貝町市塙1280 市貝町役場 （多目的ホール）
塩谷都市計画区域	塩谷町	令和2（2020）年5月21日（木） 午後6時30分から	塩谷町大字玉生741 塩谷町役場 （第3会議室）
那須都市計画区域	那須町	令和2（2020）年5月22日（金） 午後6時30分から	那須町寺子乙2567-10 那須町文化センター （2階研修室）
那須烏山都市計画区域	那須烏山市	令和2（2020）年5月25日（月） 午後6時30分から	那須烏山市大金240 那須烏山市役所南那須庁舎 （大会議室）
那須塩原都市計画区域	那須塩原市	令和2（2020）年5月26日（火） 午後6時30分から	那須塩原市桜町1-5 那須塩原市いきいきふれあいセ ンター （3階大会議室）
那珂川都市計画区域	那珂川町	令和2（2020）年5月27日（水） 午後6時30分から	那珂川町馬頭555 那珂川町役場 （201-203会議室）
西方都市計画区域	栃木市	令和2（2020）年5月28日（木） 午後6時30分から	栃木市西方町本郷1705-1 関東ホーチキにしかた体育館 （2階会議室）
栗野都市計画区域	鹿沼市	令和2（2020）年5月29日（金） 午後6時30分から	鹿沼市口栗野1780 鹿沼市栗野コミュニティセン ター （視聴覚室）

2 都市計画の構想

(1) 日光都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

日光市の一部

約48,243ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(2) 大田原都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

大田原市の一部

約13,380ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(3) さくら都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

さくら市の全部

約12,563ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(4) 益子都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

益子町の全部

約8,940ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針

を定める。

(5) 茂木都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

茂木町の全部

約17,269ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(6) 矢板都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

矢板市の一部

約16,194ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(7) 市貝都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

市貝町の全部

約6,425ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(8) 塩谷都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

塩谷町の一部

約16,168ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(9) 那須都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須町の一部

約26,044ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(10) 那須烏山都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須烏山市の一部

約12,792ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。



## ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

## (11) 那須塩原都市計画区域

## ア 都市計画の目標

## (ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須塩原市の一部

約39,651ha

## (イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

## イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

## ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

## (12) 那珂川都市計画区域

## ア 都市計画の目標

## (ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那珂川町の一部

約3,880ha

## (イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

## イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

## ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

## (13) 西方都市計画区域

## ア 都市計画の目標

## (ア) 都市計画区域の範囲及び規模

栃木市の一部

約3,200ha

## (イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

## イ 区域区分の決定の有無



本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(14) 栗野都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

鹿沼市の一部

約4,691ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- c 持続可能で効率的な都市づくり
- d 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- e とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。

なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和2（2020）年3月27日に変更した、足利佐野都市計画市場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により令和2（2020）年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

令和2（2020）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県日光田母沢御用邸記念公園

(1) 研修室

ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	利 用 時 間		利 用 料 金	
	研 修 室 1		午前9時前	30分につき	310円

	午後0時から午後1時まで	1時間につき	500円
	午後4時後	30分につき	310円
研修室 2	午前9時前	30分につき	310円
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	500円
	午後4時後	30分につき	310円
	研修室 3	午前9時前	30分につき
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	370円
	午後4時後	30分につき	230円
研修室 4	午前9時前	30分につき	550円
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	880円
	午後4時後	30分につき	550円
	研修室 5	午前9時前	30分につき
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	750円
	午後4時後	30分につき	470円
研修室 6	午前9時前	30分につき	470円
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	750円
	午後4時後	30分につき	470円
	研修室 7	午前9時前	30分につき
	午後0時から午後1時まで	1時間につき	750円
	午後4時後	30分につき	470円

(2) 研修ホール

ア 施設名及び一般利用料金

施設名 \ 利用区分	利用時間	利用料金	
研修ホール	午前9時前	30分につき	1,560円
	午後4時後	30分につき	1,560円

2 栃木県日光だいや川公園

(1) 運動施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金
フィールド アスレチック施設	1周	高校生及び大人	310円
		小学生及び中学生	150円
		12月1日から翌年3月14日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて370円とする。	
パークゴルフ場	1周	高校生及び大人	520円
		小学生及び中学生	260円
		12月1日から翌年3月14日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて580円とする。	

グラウンドゴルフ場	1 日	高校生及び大人	1,040円	
		小学生及び中学生	520円	
	1 周	高校生及び大人	520円	
		小学生及び中学生	260円	
	12月1日から翌年3月14日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて580円とする。			
	1 日	高校生及び大人	1,040円	
小学生及び中学生		520円		
ディスクゴルフ場	1 周	高校生及び大人	200円	
		小学生及び中学生	100円	
	12月1日から翌年3月14日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて200円とする。			

## 備考

- 1 1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1,040円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 3 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、520円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 4 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり2,080円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 5 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり1,040円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 6 高校生及び大人がパークゴルフ場を利用する場合には、800円の2周券を利用することができるものとする。
- 7 小学生及び中学生がパークゴルフ場を利用する場合には、400円の2周券を利用することができるものとする。

## (2) 休養施設

施設名	利用区分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	宿 泊	1 区 画 1 泊	2,600円
		12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する場合及び一人で自動車(二輪車を除く。)以外での利用の場合にあっては、1,500円とする。	
	宿 泊	1 区 画 1 泊	4,800円
		12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する場合にあっては、2,600円とする。	
日 帰 り	1 区 画 1 回	2,500円	
	12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する場合にあっては、1,500円とする。		
キャンピングカーサイト	宿 泊	1 区 画 1 泊	5,000円
		12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,000円とする。	

トレーラーハウス(5人用)	宿泊	1棟 1泊	17,000円
		12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する 場合にあっては、13,600円とする。	
トレーラーハウス(8人用)	宿泊	1棟 1泊	23,800円
		12月1日から翌年3月14日までの期間に利用を開始する 場合にあっては、19,100円とする。	
キャビンA (4人用)	宿泊	1棟 1泊	19,300円
キャビンB (4人用)	宿泊	1棟 1泊	24,500円

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前11時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(3) 備品

品目	単位	利用料金
コイン式洗濯機	1回	容量4.5kgを利用する場合は200円、容量5.0kg を利用する場合は300円とする。

(都市整備課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和2(2020)年3月27日	栃木県北食肉事業協同組合	大田原市町島字和久前66-2

(会計局会計管理課)

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による平成31年4月7日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正願が提出されたので、同法第192条第1項の規定に基づく平成31年4月7日執行の栃木県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(令和元年11月26日栃木県選挙管理委員会告示第31号)の一部を次のとおり訂正する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

候補者白石資隆の第1回報告分の収支報告書の要旨のうち

「期間」中

「3月4日から」を「2月1日から」に改める。

「〔収入〕」中

「保坂 弘 会社経営 50,000」の次に  
「自由民主党栃木県支部連合会 政党 1,000,000」を加え、

「今回計 5,532,000」を  
「今回計 6,532,000」に、  
「総計 5,532,000」を  
「総計 6,532,000」に改める。

### 監 査 委 員

#### 栃木県監査委員告示第9号

包括外部監査人町田昌久の監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年4月10日

栃木県監査委員 小林幹夫  
同 関谷暢之  
同 金井弘行  
同 平野博章

監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
鈴木公泉	宇都宮市南大通り1丁目1番3号 サーパス南大通りグランゲート1302	令和2(2020)年4月10日から 令和3(2021)年3月31日まで
牧野安浩	足利市小俣町469番地3	令和2(2020)年4月10日から 令和3(2021)年3月31日まで
松本直樹	宇都宮市桜4丁目1番13号 サーパスシティ桜通りパークウイング1405	令和2(2020)年4月10日から 令和3(2021)年3月31日まで
針谷和弘	栃木市岩舟町静3678番地5	令和2(2020)年4月10日から 令和3(2021)年3月31日まで

### 正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和2(2020)年 号外第32号	8	上から18	紙田中	紙 中